

高崎市広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の資産等に広告掲載を行うことで、本市の新たな財源を確保し、財政の健全な運営に資することにより、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 本市の印刷物、施設、WEBページその他の資産等で広告の掲載又は掲出が可能なものをいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に広告を掲載し、又は掲出することをいう。
- (3) 広告掲載者 本市と契約を締結し、広告掲載を行うものをいう。

(申込者の範囲)

第3条 広告掲載の申込みをすることができるもの（以下「申込者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 企業、個人の事業者又は商店街等の連合体
- (2) 公共的団体その他これに類する事業者
- (3) その他適当と認める事業者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載の申込みをすることができない。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項の規定による更生手続開始の決定がなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項の規定による再生手続開始の決定がなされた者
- (2) 本市又は他の地方公共団体における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (3) 個人にあっては指定暴力団の構成員又は指定暴力団の利益となる活動を行う者、団体にあっては指定暴力団又は団体の代表者若しくは構成員が指定暴力団の構成員若しくは指定暴力団の利益となる活動を行う者であるもの
- (4) 市税について滞納があるもの
- (5) 法令又は例規に違反しているもの

(6) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

(7) 前各号に掲げるもののほか市長が不適当と認めるもの

(広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載をしない。

(1) 法令若しくは例規に違反し、又は抵触するおそれがあるもの

(2) 公の秩序若しくは善良な風俗を害し、又は害するおそれがあるもの

(3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、名刺広告又は人材募集に類するもの

(4) 本市が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの

(5) 美観風致を害するおそれがあるもの

(6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(7) 青少年の保護及び健全育成の観点から適当でないと認められるもの

(8) 表示その他表現方法等が適切でないと認められるもの

(9) 前各号に掲げるもののほか広告媒体に掲載する広告として適当でないと認めるもの

(広告掲載の方法)

第5条 広告掲載は、次に掲げる方法により行う。

(1) 市が広告掲載を行う方法

(2) 広告掲載者が広告を掲載した広告媒体を作成し、及び納入し、市が当該広告媒体を使用する方法

(3) 市が広告掲載者に広告の募集、広告を掲載した広告媒体の作成、納入等を一括して行わせ、市が当該広告媒体を使用する方法

(4) 前3号に掲げるもののほか市長が適当と認める方法

(募集方法等)

第6条 市長は、広告掲載者を募集しようとするときは、その旨及び次に掲げる事項について高崎市ホームページ、広報高崎等を活用し、広く周知するものとする。

(1) 広告媒体の規格及び仕様

(2) 募集の方法

(3) 広告料

(4) 選定方法

(5) 前各号に掲げるもののほか広告掲載に関する事項

2 申込者は、広告掲載の申込みをしようとするときは、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 掲載する広告の内容に関する書類

(2) 宣誓書

(3) 申込者の実施している事業の概要に関する書類

(4) 申込者が法人の場合にあつては定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書、法人以外の場合にあつては会則等

(5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による申込みがあつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、広告掲載者を決定するものとする。

4 市長は、前項の決定をする場合において、必要があると認めるときは、広告掲載に関し必要な条件を付することができる。

(その他)

第7条 広告掲載に当たっては、広告媒体及び広告の態様に応じ、地方自治法（昭和22年法律第67号）、群馬県屋外広告物条例（昭和39年群馬県条例第81号）及び高崎市公有財産規則（昭和39年高崎市規則第15号）その他関係法令及び関係例規の規定に従うものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成19年10月1日から施行する。